

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月 7日

香川県知事 浜 田 恵 造

#### 香川県規則第4号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定有害物質)</p> <p>第31条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</u></p> <p><u>(4)～(26)</u> 略</p> <p>(汚染の状況の調査)</p> <p>第34条 略</p> <p>(1) 第31条第3号、第7号から第12号まで、<u>第15号、第17号から第19号</u>まで及び<u>第23号</u>に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。） 土壤にあっては、土壤中の気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤ガス測定」という。）又は土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤溶出量測定」という。）。この場合において、土壤ガス測定において気体から特定有害物質の種類が検出されたときは、<u>更に土壤溶出量測定を行うこと</u>。地下水にあっては、地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定</p> <p>(2) 第31条第1号、第2号、<u>第5号、第13号、第14号、第20号</u>から<u>第22号</u>まで及び<u>第24号</u>に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。） 土壤にあっては土壤溶出量測定及び土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤含有量測定」という。）、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定</p> <p>(3) <u>第31条第4号、第6号、第16号、第25号</u>及び<u>第26号</u>に掲げる特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。） 土壤にあって</p>	<p>(特定有害物質)</p> <p>第31条 条例第44条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(25)</u> 略</p> <p>(汚染の状況の調査)</p> <p>第34条 条例第47条第2項及び第49条の規定による調査は、次の各号に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該各号に定める測定によるものとする。</p> <p>(1) <u>第31条第6号</u>から<u>第11号</u>まで、<u>第14号、第16号</u>から<u>第18号</u>まで及び<u>第22号</u>に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。） 土壤にあっては、土壤中の気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤ガス測定」という。）又は土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤溶出量測定」という。）。この場合において、土壤ガス測定において気体から特定有害物質の種類が検出されたときは、<u>さらに土壤溶出量測定を行うこと</u>。地下水にあっては、地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定</p> <p>(2) 第31条第1号、第2号、第4号、第12号、第13号、<u>第19号</u>から<u>第21号</u>まで及び<u>第23号</u>に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。） 土壤にあっては土壤溶出量測定及び土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤含有量測定」という。）、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定</p> <p>(3) <u>第31条第3号、第5号、第15号、第24号</u>及び<u>第25号</u>に掲げる特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。） 土壤にあって</p>

は土壌溶出量測定、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定

2～5 略

別表第13（第35条関係）

略	
六価クロム化合物	略
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
シマジン	略
略	
備考 略	

別表第15（第35条関係）

略	
六価クロム化合物	略
クロロエチレン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
シマジン	略
略	
備考 略	

別表第17の2（第46条の2関係）

略	
六価クロム化合物	略
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
シマジン	略
略	
備考 略	

は土壌溶出量測定、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定

2～5 略

別表第13（第35条関係）

略	
六価クロム化合物	略
シマジン	略
略	
備考 略	

別表第15（第35条関係）

略	
六価クロム化合物	略
シマジン	略
略	
備考 略	

別表第17の2（第46条の2関係）

略	
六価クロム化合物	略
シマジン	略
略	
備考 略	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

- 2 特定有害物質取扱事業場（香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第49条に規定する特定有害物質取扱事業場をいう。）におけるクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の地下への浸透のうちこの規則の公布の日前にあったものについては、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）が同日まで引き続き当該特定有害物質取扱事業場を設置している場合を除き、同条例第51条第1項及び第3項、第58条並びに第59条の規定は、適用しない。